

最低制限価格制度の事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、網走市契約に関する規則（昭和49年規則第19号）第54条第1項に基づき、網走市が発注する工事の請負を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低価格を設ける契約（最低制限価格制度）について必要な事務取扱いを定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 予定価格が300万円以上の工事を対象とする。ただし、予定価格が300万円以上の工事であっても、市長が特に認める場合は対象としないことができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、次の各号に掲げるものの合計額(ただし、その額に1万円未満の端数がある場合はその端数全額を切り捨てるものとする)を最低制限価格（見積比較価格）とする。ただし、その額が予定価格（見積比較価格）の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格（見積比較価格）に10分の9.2を乗じて得た額(ただし、その額に1万円未満の端数がある場合はその端数全額を切り捨てるものとする)とし、予定価格（見積比較価格）の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格（見積比較価格）に10分の7.5を乗じて得た額(ただし、その額に1万円未満の端数がある場合はその端数全額を切り上げるものとする)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(予定価格書への記載)

第4条 市長は、最低制限価格（見積比較価格）を記載した予定価格を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、指名通知によるほか入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明の際においても、最低制限価格を設定している旨を説明するものとする。

(落札者の決定)

第6条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とするものとする。

(秘密の保持)

第7条 市長は、予定価格、最低制限価格、最低制限価格の率、その他予定価格が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないように十分注意しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。ただし、同日以降に指名通知（告示）する工事から適用する。